

育英西中学校・高等学校

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

※ _____ が改定箇所

1. 出欠の扱い等に関すること

次の理由で休まれる場合、学校への連絡時に必ずその旨をお伝えください。

- (1) 本人の感染が判明した場合又は本人が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、保健所等が指示する期間を出席停止とします。
- (2) 感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があり、会話や飲食の際にマスクを着用していないなど感染対策を行っていなかった場合、最終接触日の翌日から5日間を出席停止とします。なお、抗原定性検査キットを用いた検査による期間の短縮は認めません。
- (3) 本人に発熱や咳等の症状がみられる場合は、医療機関等により感染の有無が判明するまで出席停止とします。
- (4) 新型コロナワクチンの接種を受けることにより、学校を欠席、遅刻、早退する場合は欠席等の扱いにはなりません。また、副反応による場合も欠席等の扱いにはなりません。
- (5) 同居家族の症状によって、お子様を出席停止とはいたしません。ただし、同居家族に未診断の発熱等の症状がみられ、感染への恐れがあるなど、登校させることが不安である場合は、学校までご相談ください。学校医と協議の上、お子様を出席停止といたします。

2. マスクの着用について

学校教育活動において、身体的距離が十分取れないときはマスクを着用してください。ただし、次の場合には、マスクの着用をする必要はありません。

- (1) 十分な身体的距離が確保できる場合。
- (2) 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日。この際、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにしてください。
- (3) 登下校中の歩いている間で、人と十分な距離を確保できる場合。
- (4) 体育の授業中。

※ 暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応してください。

3. 学校環境に関すること

- (1) 座席は、生徒の間隔が学級内で最大限の間隔となるように配置します。

- (2) 教室は、常時廊下側の窓（窓がない場合は入り口）を開け、気候上可能な限り 2 方向の窓（または扉）を同時に開け、常時換気の良い状態をつくります。困難な場合は 30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開します。
- (3) 多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ・手すり・スイッチなど）は、放課後に消毒液による消毒作業を行います。
- (4) 教室・手洗い場の他、校舎内外の要所にアルコール手指消毒液を設置します。
- (5) トイレの出入り口に靴裏を消毒する除菌シートと抗菌マットを設置し、二重に感染拡大防止策を行います。
- (6) 給湯室の使用を中止します。（冷水機は感染対策したうえで使用を開始しました。）

4. 各自・各家庭での感染防止対策に関すること

- (1) 登校前に各家庭で検温等の健康チェックを行い、お子様の毎朝の健康状態をご確認ください。体温と体調は「リーバー」に入力してください。
- (2) 登校後に発熱や体調不良の訴えがあった場合は、早退の手続きをとります。その際は保護者に迎えに来ていただく事を基本とし、保健調査票にある緊急連絡先に連絡いたします。
- (3) 清潔なハンカチ・ティッシュ、マスクを置く際の清潔なビニール袋や布等を持参してください。
- (4) 感染経路を絶つことを徹底してください。（主な感染経路は飛沫感染と接触感染です。）
 - ・ 石鹸、流水による手洗い、および手指消毒
 - ・ 咳エチケット（マスクを着用していない場面ではハンカチや袖で覆う）
 - ・ 手で顔（目・鼻・口）に触れない*校内の要所にアルコール消毒液を設置し、こまめな手洗いと手指消毒を指導しますが、各自で携帯できる消毒液やアルコール性ウェットティッシュなどを用意し、更に校内外での自衛に努めていただければ有難いです。また、マスクのみでの感染防止に不安がある場合は、メガネ、ゴーグル、フェイスシールドなどの装着もご検討ください。
- (5) 荷物を床や机上・ロッカーの上に置かないでください。机横のフックを利用してください。

5. 休み時間に関すること

- (1) 会話をする際には、一定の距離を保ち、お互いの体が接触するような遊びは行わないようにしてください。
- (2) トイレが混雑しないよう、個室数以上に入場しないでください。
- (3) トイレの各個室には便座用アルコール消毒液を設置しています。有効に利用してください。
- (4) トイレ使用後は石けんを使用した手洗いを徹底してください。

6. 保健室に関すること

- (1) 登校前に体温を測っていない生徒の検温を行います。*測定場所は保健室の外に設定します。

(2) 発熱や体調不良の訴えがあった場合は保健室での処置後、休養ではなく、早退の手続きをとります。*4.(2)の通りです。

また、保護者の迎えを待つ際は保健室以外の別室で待機し、ケガなどでの保健室利用者との接触がないようにします。

7. 登下校に関する事

(1) バス停では間隔を取ることは難しいため、会話をせず並んでください。

(2) バス乗車人数は可能な限り制限しています。

8. 学習指導に関する事

学習活動のうち、感染のリスクのある活動についても、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染対策を以下の通り行った上で実施します。

- ・ できる限り個人の教材教具を使用し、生徒同士の貸し借りをしないよう指導します。
- ・ 運動を伴う活動はマスクを外し、生徒間の距離を 2m以上確保します。ランニングなどで同じ方向に動く場合はさらに長い距離を確保します。
- ・ 体育を体育館で行う場合は、特に呼吸が激しくなるような運動を行うことを避けます。
- ・ 「長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」および「近距離で一斉に大きな声で話す活動（スピーキングや歌唱練習）」を行う場合は、マスクの着用を徹底し、2方向の窓または扉を同時に開けて行います。
- ・ 調理実習は地域の感染状況を考慮しつつ、徹底した衛生管理のもとで実施します。

9. 昼食に関する事

(1) 対面にならないようにしてください。

(2) 大声での会話を控えてください。

(3) 食堂は営業しますが、食券で購入できる商品のみ販売しています。

(4) パンの販売は実施します。

10. 清掃活動に関する事

生徒による清掃活動を行います。

11. 部活動に関する事

- ・ 可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。
- ・ 公式大会・発表会等、練習試合等の参加や実施については、奈良県教育委員会のガイドラ

インに準じて判断します。(顧問に御確認ください。)

※ この対策は文部科学省『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』(2022.4.1 Ver.8)を基に地域の感染レベルをレベル1として作成しています。上記以外の対策もこのマニュアルを基に講じます。すべての対策は、地域の感染状況に応じて変更します。